

「インスブルックの魔女裁判」再考

——15世紀後半における高地ドイツと教皇庁との関連から——

田 島 篤 史

は じ め に

歴史家が魔女に関心を抱き始めてから、どれほどの歳月を経ただろうか。その長い旅の途上、様々な出来事があった。19世紀の歴史家たちは、近代合理主義の高みから魔女犯罪の実態を把握しようとしたが、彼らは魔女として焼かれた人々に思いを馳せることはできても、魔女狩りという歴史的事象に対する理解は一面的なものでしかなかった⁽¹⁾。その点、20世紀の社会史家や心性史家と呼ばれる人たちは、中世にも確かに存在していた合理的思考（それは近代以降の合理主義とはそもそも前提が異なるものではあるが）を発見することで、いわゆる「暗黒の中世」像からの脱却に成功した⁽²⁾。

しかし、彼ら社会史家たちの多くが知りたがっていたこと、例えば、中世人たちの超自然的物に対する心的メカニズムや、我々現代人からすれば一見非合理的に映る魔女狩りに潜む合理的側面、共同体における魔術の役割、そして被迫害者たちが抱いていた信仰などは、個別事例のさらなる検討こそ可能ではあるものの、現在では大方解明されてしまったのではなからうか。だとするならば、魔女を研究対象とする限り、従来とは異なる視点が必要になってくるであろう。

本稿では1485年における「インスブルックの魔女裁判」を採り上げる。この事件によって、異端審問官ヘンリクス・インスティトーリス *Henricus Institoris* は、彼の主著『魔女への鉄槌』*Mal-leus Maleficarum*（以下『鉄槌』）の執筆を動機づけられ、またその『鉄槌』が魔女狩りを激化させた、としばしば言われてきた。

これまで魔女研究では、魔女裁判を一都市における事件史として完結させてきたが、本稿においては事件を歴史のコンテキストに戻して再考する。このような作業は、従来では別次元で論じられてきた歴史的状況の関連性を重視することを意図しており、魔女研究は歴史のコンテキストを考慮することなく行われるべきではない、と考える筆者の立場を示すものである。この魔女裁判の持つ歴史的意義を再考し、『鉄槌』執筆当時の著者を取り巻く状況を明らかにすることが本稿の目的である。

第1章 「インスブルックの魔女裁判」

1890年、歴史家ハルトマン・アマンはブリクセン司教区文書館に保管してあったインスブルックの魔女裁判に関する史料群を発見・編集し、世に送り出した⁽³⁾。我々はこれらの記録に従

い、1485年にインスブルックで起こった出来事の一部始終を知ることができる。

1485年7月、異端審問官ヘンリクス・インスティトーリスの手には、ある一通の文書が握られていた。教皇インノケンティウス8世より賜った大勅書「この上なき熱意でもって望みつつ」*Summis desiderantes affectibus*である。この中には高地ドイツの諸地域およびマインツ、ケルン、トリアー、ザルツブルク、ブレーメンの管区、都市、領邦、村、司教区における魔女根絶のための全権を、インスティトーリスに委ねる旨が記されていた。また勅書は、地位や身分に関係なくすべての者に対して平等に訴えかけており、その求めに応じぬ者には、かなり威圧的な文言で威嚇してさえた⁽⁴⁾。

インスティトーリスは、ブリクセンにて司教ゲオルク・ゴルザーに勅書を提示し、インスブルックで魔女裁判を行う許可を得た⁽⁵⁾。その月の23日には、ゴルザーは司教区内の聖職者たちに勅書を通じ、異端審問活動への協力を呼びかけている。協力者には40日間の贖宥を、非協力者には勅書に記された罰を与えると通知した。許可と協力を得たインスティトーリスは、インスブルックへと急ぎ、8月1日には早くも活動を開始した。彼は教区司祭たちに魔女の恐ろしさ、その異端性、行いする犯罪の数々を伝え、これらを民衆にも伝え、その疑いのある者たちを密告するよう促した。その際、何びとも恐怖が原因で密告を自制せぬよう、告発者の匿名性を保つべしとされたのだ⁽⁶⁾。

このような働きかけの結果、住民たちから多くの情報が寄せられると、容疑者は50名にまで達した⁽⁷⁾。そこでインスティトーリスはこれら魔女容疑者の扱いについて、ティロール伯にしてオーストリア大公であるジークムントと司教ゴルザーに対応を求めた。9月21日、ゴルザーはこの求めに応じるべく、大公とインスティトーリスとに向けて、それぞれ書簡をしたためている⁽⁸⁾。ゴルザーは異端審問官へ必要な全権を委ねることを決意し、その旨を大公にも伝えるとともに、異端審問官への協力を求め、教皇の権威を損なわぬことを懇願した。ただし、裁判際には法規に則って正しく行われること⁽⁹⁾、さらには、やむを得ぬ理由がない限り、被告人に対し告発者の名前を知らせるべきであるとする、ポニファティウス8世の勅書の遵守を訴えた⁽¹⁰⁾。

10月に入り、さらに7名の容疑者が逮捕された。容疑者たちはすべてインスブルックに住む女性であった。インスティトーリスは新たな容疑者たちの容疑を確定すべく、10月4日から21日にかけておよそ30もの証人尋問を行っている。しかしそのほとんどが、教皇の公証人ヨハン・カントナーおよび数名の修道士のみで行われており、大公や司教の代理人はほとんど介在することがなかったため、これが後ほど問題とされる。容疑者の一人ヘレナ・ショイベリンの裁判において、彼は思わぬ事態に遭遇する。

まずはじめに、インスティトーリス自身が証人として証言台に立った。彼によればヘレナは、インスティトーリスの説教を軽視し、さらには呪いの言葉までも吐きかけていた。また他の証言者たちによると、ヘレナは騎士イエールク・シュピースを毒殺したり、逆恨みからある女性に魔術をかけ、身体を害させたりもしたという⁽¹¹⁾。

10月29日の朝、市庁舎の大広間にてヘレナの裁判は始まった。そこには、法学の教授資格免許取得者にしてブリクセン教会総代理クリスタン・トゥルナー、神学および教会法博

士にして法学の教授資格免許取得者であるアクサムの主任司祭ジギスメント・ザオマー（彼ら二人は、病気のため裁判に出席できない司教の代理人として派遣された本件の責任者）、教養教授のパウル・ヴァン、二人の公証人ヨハン・カントナーとバルトロモイス・ハーゲン、数名の修道士たち、そして異端審問官インスティトリスが集まっていた。

ヘレナは彼らの前に連れて来られると、ありのままを述べることを誓わされた。そして質問が始まる。インスティトリスは、まず被告のこれまでの人生について尋ねはじめた。ヘレナは、インスブルックで生まれ育ったこと、セバスチアン・ショイバーと結婚して8年が経つことを包み隠さず話した。しかしここで質問の内容は急変する。インスティトリスが被告の処女性について、性的な秘密について尋ねだした。慌ててジギスメント・ザオマーが割って入り、これらの質問が本件とはなんら関係がないとして退け、威嚇しさえした。この場はインスティトリスが譲歩すると、続いて証人尋問で得た証言について尋ね始めた。しかし、この時再び司教の総代理人クリスタン・トゥルナーが、異端審問官の質問は軽率かつ一貫性を欠いている、と異議を申し立てた。結局、裁判は11時まで中断することとなり、インスティトリスはそれまでの間に被告への質問を今一度整理するように命じられたのであった⁽¹²⁾。

再開の時刻が訪れた。再び集まった一同に加えて、新たに一人の男が席に着いていた。ヨハン・メルヴァイス・フォン・ヴェンディンゲン、法学の教授資格免許取得者にして医学博士でもあるこの男が、ヘレナを含む7名の被告の弁護人として参列していた。弁護人は7名の被告たちの調書に目を通すや否や、告訴の無効を主張し、さらにはインスティトリスの逮捕までもを要求した⁽¹³⁾。

メルヴァイスがこのように行動したのは、次のような根拠からであった⁽¹⁴⁾。第一に、異端審問官は証人尋問の際には、司教によって宣誓させられた公証人を用いるべきと勅書にも記されているにもかかわらず、それを行わなかった⁽¹⁵⁾。第二に、異端審問官は様々な罪について質問しているが、それらは彼の管轄に属するものではなく、また勅書においてもそのことについては触れられていない。第三に、異端審問官は被告に対して、当該する証人の陳述に基づき、彼女たちの不名誉な事柄について尋問すべきであるが、彼はこのことに関する質問をまとめ上げることすらできないゆえ、未だに質問がなされていない。第四に、異端審問官は合法的な手続きを踏まずして女性たちを逮捕したのであり、それゆえ彼には、自らの越権行為についての責任が生じている。第五に、異端審問官はすべての尋問および記録文書を作成させるにあたり、公的な公証人、少なくとも司教が承認した公証人を呼ぶことなく行っていた。

弁護人は本件においてインスティトリスを不適格とみなし、彼の交代および逮捕とともに、被告人たちの釈放を求めた。これらの訴えに対し、異端審問官が頑強に抵抗したため、弁護人が一部譲歩し、被告人たちは「軽い拘束」を続けられたが、結局インスティトリスの処遇については結論が出なかった。権限ある裁判官としての立場を固持するインスティトリスに対し、メルヴァイスは教皇法廷への上訴に取り掛かろうとしていた。この場には事態を収拾できる者などおらず、結論は次の月曜日、すなわち10月31日まで持ち越されることとなった⁽¹⁶⁾。

明るる週、一同は市庁舎ではなく、インスブルック市民コンラート・グンター邸にて再び相見

えた。初めにメルヴァイスが、教皇法廷へ上訴する意思を改めて示した。インスティトーリスがそれに対して異議を申し立てると、賢明な弁護人は一旦譲歩したかを見せて、即座に次の手を使った。彼は異端審問官が被告たちに対して取った行動は、厳正な調査の必要があり、その調査結果を自分に知らせてから、最終的に判決を下してほしいと申し出た。おそらくこれが決め手になったのだろう。クリスタン・トゥルナーより次のような判決が下された。

7名の被告の女性たちに関する本件は、法規範に則って行われてはおらず、それゆえ無効であると言わざるをえない。また、投獄されている女性たちは釈放されねばならない。しかしながら、つまづきがあり噂の立っている彼女たちは、公衆の面前で以下のことについて誓約しなければならない。すなわち、いかなる時も、彼女たちは新たな審理のために、あるいは教会法に基づいて清めを行うために出廷することを求められたならば、それに応じなければならない⁽¹⁷⁾。

判決より2日後、7名の被告は彼女たちの保証人とともに宣誓したうえで、無事釈放された。裁判にかかったすべての費用の負担を、大公ジークムントが気前よく申し出たため、事件はこれにて一件落ち着いたのであった⁽¹⁸⁾。

以上が1485年にインスブルックで起こった魔女裁判の概要であるが、この事件にはいくつか特徴的な点がある。一つに、その発生時期が挙げられる。魔女狩りが激しさを増し、ヨーロッパ中でその猛威を奮うのは、一般に16世紀の後半、とりわけ1560年代以降であるが、それらに先駆けて15世紀後半に、しかも逮捕者が50名以上という大規模な形で起こっている。また、事件の発生が教皇庁より派遣されてきた異端審問官に由来する、すなわち外部よりもたらされた魔女裁判であるということも注意を要する。そして最後に、異端審問官は教皇勅書により、全権委任を受けて派遣されてきたにもかかわらず、現地で抵抗に遭い、その結果一人の死者も出なかった点である。

これらの特徴から自ずと導き出される問いがある。第一に、なぜ裁判に参加した者たちは勅書を持った異端審問官に反対したのか。第二に、なにゆえ教皇はそのような勅書を発布するに至ったのか。第三に、そもそもこの時この場所で魔女裁判が起こったのはなぜなのか、といった問いである。

これらの問いは、事件の特徴それ自体を問うている。すなわち、なにゆえこの事件がこの事件たりうるのかとの問いであり、これらは相互に深く連関するがゆえに、すべてに対して同時に答えが求められるべき問いだと言えよう。しかし先行研究においてこの事件が考察される際、部分的な答えしか提出されてはこなかった。例えばW. ベーリンガーは第一の問いに対してのみ答える。それはインスティトーリスの犯した過ち、つまり裁判の折メルヴァイスによって指摘された、あの法手続き上の不備が原因であったと⁽¹⁹⁾。同様にH. シュメルツァーも、インスティトーリスへの抵抗を「毅然たる精神の持ち主」による行動と評し、彼らの行いゆえにこの魔女裁判は一人の犠牲者も出さずに済んだと述べている⁽²⁰⁾。

彼らの示す見解は極めて不十分なものであり、この特徴的な魔女裁判をまったくもって説明できていない。それは彼らの問い立ての不十分さに加えて、事件に対する認識の不正確さに由来する。

「インスブルックの魔女裁判」が生じた時代と地域に関する彼らの認識。時代とは15世紀後半を指しており、その認識に誤りはない。しかし地域とは都市インスブルックのことではない。この事件は歴史家ハルトマン・アマン以来、120年にわたってインスブルックでの出来事と解されてきた。しかし事件を振り返ってみれば明瞭であろう。この事件はインスティトーリスがブリクセン司教ゲオルク・ゴルザーから、魔女裁判の許可を得るところから始まったはずだ。病気のため裁判に出席できないゴルザーが、自らの代理人としてクリスタン・トゥルナーとジギスマント・ザオマーを遣わしたのである。トゥルナーが最終的に判決を下し、事件は終幕を迎える。ここではティロール伯ジークムントは協力者に過ぎない。終始すべての責任を負っていたのはゴルザーである。つまり舞台は司教区ブリクセン。この魔女裁判は都市インスブルックではなく、司教区ブリクセンで起こったものと解すべきなのだ⁽²¹⁾。

本件に限らず、事件とはそれ自体ではなんら表面的なものでしかなく、その背後に潜む様々な思惑が滲み出て、目に見える形になって現れているに過ぎない。すなわち事件とは、異なる次元に属していると考えられている諸要素が複雑に絡み合い、組み合わせあって、一つの物語として我々にその姿を提示しているのである。本件に当てはめて言えば、15世紀後半の司教区ブリクセンにおける歴史のコンテキスト、すなわちインスティトーリスが派遣される以前のブリクセンと教皇庁との関係までも考慮しつつ、さらには、インスティトーリスをはじめとした事件当事者たちの魔女裁判へ至るコンテキストを明らかにした時、漸くこの複雑な「ブリクセンの魔女裁判」の全貌が解明されるのである。

第2章 ブリクセンをめぐる叙任権闘争

これまで15世紀後半のブリクセンを扱った研究は、郷土史に加え⁽²²⁾、カトリック改革を対象とした教会史⁽²³⁾、領邦ティロールを論じた広義の神聖ローマ帝国史およびオーストリア史⁽²⁴⁾、そしてニコラウス・クザーヌス研究など⁽²⁵⁾、様々な分野でその成果が提出されてきた。しかし従来の研究において、当時のブリクセンと教皇庁との関係に焦点が当てられることはなかった。そこで本章では、インスティトーリスが派遣される以前のブリクセンと教皇庁との関係に注目し、各分野におけるこれまでの研究成果に依拠しつつも、それらを統合することによって、「ブリクセンの魔女裁判」が生じた歴史的コンテキストを明らかにしたい。

1450年3月23日、教皇ニコラウス5世はブリクセン司教として枢機卿ニコラウス・クザーヌスを任命すると4月26日に叙階の秘蹟を施した。この地の司教座はヨハン・フォン・レッテルの死によって2月28日から空位となっていたのだが、ブリクセン聖堂参事会は、教皇の任命以前に、レオンハルト・ヴィスマイヤーを新司教として選出していたため、ここにブリクセン聖堂参事会と教皇庁との間での最初の対立が生じた。

教皇はブリクセンでの選挙は大公ジークムントの圧力が働いていたために無効であると主張し、さらに同年10月31日付けの勅書にて、世俗君主による教会への干渉について非難を浴びせた。しかしこのような教皇庁のやり方に対し、ブリクセン聖堂参事会や大公が異議を申し立てたのは言うまでもない⁽²⁶⁾。

クザーヌスがこの地に派遣されてきた理由を、教会史家ティリンガーストは、次のように説明する。ティロール伯領は以前から聖俗両権力の癒着が強く、またバーゼル、コンスタンツ両公会議以来、依然として高地ドイツを中心に公会議主義が根強く残っており、教会の中央集権化を願う教皇庁にとって、世俗権力からの教会の自立および公会議主義の根絶は、かねてよりの懸案事項であった。これらの問題を解決すべく、枢機卿がこの地に遣わされたのである⁽²⁷⁾。クザーヌスが後にブリクセンで行う種々の改革活動を見れば、この見解は当を得ていると言えるだろう。またそれゆえ、クザーヌスがこの地において予め少なからぬ摩擦を覚悟していた、とするモイテンの見解にも賛同できるのである⁽²⁸⁾。

12月24日、クザーヌスは教皇特使に任命されると、ドイツ各地の教会改革を命じられた。その際、教皇より与えられた権限は強大なものであった。彼はいついかなるところにおいても、司教および大司教を除くすべての聖職者に対して、罷免し、任命し、降任し、そして破門、悔い改め、聖務停止でもって処罰することが許されていた。この大権とともに、その年の大晦日、彼はローマを後にし、以後1年以上にわたる改革旅行へと出掛けていった⁽²⁹⁾。

翌1451年の初め、クザーヌスはヴィーナー・ノイシュタットにて皇帝フリードリヒ3世の援助を確認すると、3月1日にはブリクセン司教と正式に認められ、レガリアを授与された。そして3月15日には、ザルツブルクにてヴィスマイヤーとの和解が成立し、大公にも友好と忠誠を誓った⁽³⁰⁾。

改革のためにドイツ中を駆け回ったクザーヌスであったが、その最後にして最重要の地ブリクセンに辿り着いたのは1452年の4月頃であった。彼はここでも早速改革に取り組んだ。まずは自らの改革理念を伝えるため、司教区教会会議を開催し、これを定期開催することを宣言した。また、自らの足で司教区内を巡回し、気づいたことがあればどんなに細かいことでも指示を出した。そして教皇の勅命通り、初年度の司教職収入のすべてを借金の返済と教会財産に付いた担保を外すことに充てた。こうしてクザーヌスは、政治的、経済的、精神的な面における聖俗の癒着を断ち切り、教会の自立性の確保に努めたのであった。

ブリクセンにおいては、各修道院長をはじめ、多くの聖界の権力者たちが地元の有力者や貴族の家系であったがために、クザーヌスの改革によって彼らの既得権益は大きく損なわれていった。大公にとっても司教の進める改革は、領邦運営上、決して歓迎できるものではなかったが、しかし彼はクザーヌスに対して強く出ることなく、むしろ不満を訴える貴族たちをなだめる役を買って出ている。ただし、これはひとえに実際の状況がそうさせていただけであって、決して枢機卿の行う改革に手放して賛成していたわけではなかった。というのも大公は、クザーヌスからの多額の借金に加えて、タウフェルスおよびウッテンハイムの官舎をその価値以上の価格で買い取ってもらうことにより、財政援助を受けていたからである⁽³¹⁾。

この頃まで改革は順調であった。しかし、驕りが見え始めたのもこの頃であった。1456年3月5日、クザーヌスのかつてのライバルであったレオンハルト・ヴィスマイヤーが、空位になっていたクール司教に現地の司教座聖堂参事会によって選出された。しかしこの選出は大公の提案であり、また教皇の承認を待たずして就任したがために、彼のこの行動は議論を呼んだ。責任者であるコンスタンツ司教ハイน์リヒ5世が即座に審議に移り、その結果、ヴィスマイヤーは教皇によって破門に処されてしまう⁽³²⁾。一方クザーヌスは、ヴィスマイヤーのクール司教選出に伴うブリクセン聖堂参事会の欠員を、自らの甥であるジーモン・フォン・ヴェーレンにより早々に埋めていた。クール司教になり損ねたヴィスマイヤーは、ジーモンに渡ったブリクセンの聖職禄の返還を要求したが、クザーヌスはジーモンを参事会員から外すことなく、また同様にジーモンも聖職禄の返還を拒んだ。これに対して抗議した4名の参事会員たちを、司教は侮辱した後に破門に処したが、参事会員たちはそれに上訴でもって応じた。ブリクセン聖堂内でこの上訴文を読み上げる際には、双方が睨み合うという状況が生じていた。今やブリクセン聖堂参事会は完全に分裂してしまった。一方は司教を支持する者たち、そしてもう一方は司教を徹底的に遠ざけようとする者たち。言うまでもなく、後者の側が圧倒的多数であった⁽³³⁾。

このような状況の下、この年、つまり1456年、大公は貴族たちからの訴えによってある行動に出た。クザーヌスがインスブルック滞在中に、大公は種々の脅迫でもって司教を威圧し続け、そして司教の帰途、暗殺の可能性までも匂わせたのだ。このような大公の行動の結果、1457年7月、とうとうクザーヌスは、司教区の端にある岩山に囲まれたブーヘンシュタイン城に身を隠してしまった⁽³⁴⁾。

クザーヌスは彼の地の改革に限界を感じていたのであろうか。1458年8月19日、古くからの友人エネア・シルヴィオ・ピッコローミニが教皇ピウス2世として即位すると、クザーヌスは彼の以前からの誘い、すなわちローマへの招聘に応じ、旅立っていった⁽³⁵⁾。しかし1460年2月、クザーヌスはやり残した改革のため、すなわちその年のイースター（4月13日）にブルネックで催される司教区教会会議に出席するため、再びブリクセンへと帰還した。

クザーヌスの公的な安全は保証されていたはずであったが、彼が帰還した際、大公と貴族たちから挑戦的態度を示した手紙の束が届いた⁽³⁶⁾。都市ブルネックは、すぐさま大公の軍隊によって取り囲まれると早々に降服、城内にいたクザーヌスは大公に屈辱的な条件を飲まされるに至った。その条件とは、タウフェルス島の返還、大公の負債3,000グルデンの免除および身代金10,000グルデンの支払い、また、司教領内の全城塞を聖堂参事会へ譲渡し、常に大公へ開放すること、それらの守備隊長も大公の都合の良い人物であること、さらには大公の世襲領への返還請求の放棄、数週間前に出した聖務停止の速やかなる解除、そして、このような行為に対する赦しを教皇から即座に獲得すること、などであり、司教はこれらすべてを承諾し署名した⁽³⁷⁾。

クザーヌスは自らの司教区を脱すると、ヴェネツィア領アンペツァーノにて先の条約の無効を主張した。これらは大公の非合法的な圧力によるものだと。この知らせを聞きつけた教皇は、直接介入に乗り出し、直ちにティロールの全領邦民を聖務停止に処した。さらにクザーヌスは近隣諸国を煽動し、大公に敵対させんとすると、隣国スイス盟約者団は、これを好機に支配の拡大

に努めた。そして続く4年のうちに、ティロール領邦民は教皇より破門宣告を受けるに至ったのであった⁽³⁸⁾。

こうした大公ジークムントによる一連の行動の裏に、グレゴール・フォン・ハインブルクが存在があったことを、クザーヌス研究者モイテンは指摘している。明らかな反教皇主義者であるグレゴールは、1458年5月より大公に仕官していたが、クザーヌスへの個人的な恨みと、教皇庁に対する敵対姿勢とを結びつけたのであり、大公の背後で、常にローマへの攻撃姿勢を貫いていた。彼はバーゼル公会議以後も、「ローマから自由なドイツ教会」という理念を持ち続けており、クザーヌスとは1446年のフランクフルト帝国議会や、1454年のレーゲンスブルク帝国議会などにおいて激しい論戦を繰り広げていた。また1461年には、マインツ、ボヘミア、フランスにおける反教皇庁的政策と、このブリクセンでの紛争とを結びつけ、新たな公会議統一戦線の結成に尽力してさえた⁽³⁹⁾。前述の通り、こうした高地ドイツの公会議主義者たちによる反教皇庁的態度を懸念して、教皇ニコラウス5世はクザーヌスをブリクセンに送り込んだのであるが、その懸念は杞憂に終わることなく、とうとう現実のものとなってしまった。

皇帝フリードリヒ3世の仲介により大公とクザーヌスとの和解がなったのは、漸く1464年6月2日のことであった。当事者たちは以下の諸条件に同意した。すなわち、クザーヌスが司教であるが職務は代理人が執行、聖職禄等の司教職に関わる収入は依然として司教の権限に属する、などである。6月12日、皇帝は大公にタウフェルスと、ブルネック襲撃後に占領した司教領の全資産の返還を、また司教に対しては、大公をそのすべての封土とともに認めることを命じた。大公は教皇から赦しを得る件を皇帝に一任し、皇帝が教皇の使節団より、大公の赦しの証書を受け取ったのは9月2日のことである。それは枢機卿ニコラウス・クザーヌスの死より22日後のことであった⁽⁴⁰⁾。

クザーヌスのブリクセン司教就任に伴って勃発した、教皇庁と司教区ブリクセン＝領邦ティロールとの争いは、しかしこれで終りではなかった。前述の魔女裁判における主役の一人、次期司教ゲオルク・ゴルザーの就任劇は、皇帝をも巻き込んだものへと発展していく。

1464年8月11日、クザーヌスはトディにて没した。その訃報が届くと、ブリクセン聖堂参事会は9月9日、次期司教としてゲオルク・ゴルザーを選出した⁽⁴¹⁾。1459年10月26日からクザーヌスの死までのおよそ5年間、大公とクザーヌスとの間の仲裁役として参事会より全権を委任され、問題解決に奔走してきたゴルザーにとっては、この選出にそれほどの驚きはなかったであろう。ザルツブルクにいたゴルザーは、選出の受け入れを決意し、9月30日にブリクセンへと帰還した⁽⁴²⁾。教会法に則り、教皇の承認を得べくローマへと使いが遣られた。しかしながら、ピウス2世の死後、新たにローマ司教の座に就いた新教皇パウルス2世は、ゴルザーの司教就任について首を縦には振らなかった。新教皇は、ブリクセン聖堂参事会をはじめ、すべてのティロール領邦民が破門中であることを根拠に選出の無効を主張したのだ。教皇はゴルザーに代えて、新たに自ら候補者を立てた。弱冠20歳の枢機卿フランチェスコ・ゴンザーガである。このマントヴァ出身の青年は、一族ともども教皇とは親密な間柄であり、予め司教の座を約束されていた⁽⁴³⁾。

教皇庁とブリクセンとの間で新たな火種が生まれようとしていた。先の場合とは異なり教皇の私的な約束からではあるが、再び教皇庁がブリクセンに介入を始めたのである。このような教皇庁の行動に対してブリクセン聖堂参事会は、フランチェスコがまったくドイツ語を解することができないため、職務に支障をきたすと訴えた。郷土史家 J. ゲルミはこの訴えを文字通り受け取っているが⁽⁴⁴⁾、歴史的コンテキストの中で考えるならば、これは参事会が先の大公とクザーヌスの一件から学んだ、武力に頼ることのない合法的かつ合理的な仕方による抵抗、と解釈すべきであろう。なぜなら、わずか数年前のあの苦々しい記憶、全領邦民をも巻き込んだ、司教と領邦君主との争いの記憶が鮮明に残っていたであろう参事会員たちが、教皇の任命する司教候補者に対して、歓迎とはまったく逆の態度を示したとしても、なんらの驚きもないからである。

大公およびザルツブルク大司教プルヒアルトもゴルザーを支持し、皇帝に仲裁を願い出た。しかしこの行動によって事態はますます混乱していく。というのも、この申し出によってブリクセン介入の口実を手に入れた皇帝は、かつて教皇エウゲニウス 4 世から授かった特権を振りかざし、ブリクセン司教候補者として新たにレオ・フォン・シュパオルを擁立したからである⁽⁴⁵⁾。

こうしてブリクセン聖堂参事会、教皇庁、そして皇帝がブリクセンの司教座をめぐる三つ巴になって争うという状況が生まれた。皇帝はティロールの重要性を十分に認識していただろう。服部良久氏によれば、ティロールはハプスブルク家にとって対スイス盟約者団の最前線であり、かつて自身と王位を争った大公ジークムントの治めるこの地を、帝国、とりわけ世襲領防衛上の観点から我が子マクシミリアンに相続させたいと考えていた。事実、ハプスブルク家は次のマクシミリアン治世において全所領の統一に成功した際、マクシミリアンはインスブルックに宮廷を造営し、ティロールの軍事・裁判・行政上の諸改革を試みている⁽⁴⁶⁾。逆説的ではあるが、このような後の政策までも考慮に入れると、ハプスブルク家にとってブリクセンの司教座が持つ重要性は明白であり、フリードリヒが、大公とクザーヌスの衝突に対するスイスの出方を注視していたことは容易に想像できる。

皇帝は自身の候補者を教皇に認めさせはしたが⁽⁴⁷⁾、そうした皇帝の思惑を察しつつも、教皇はフランチェスコに司教座を与えることを諦めてはいなかった。しかし 1466 年 8 月、マントヴァ司教の死に際し、空位となったこの地の司教にフランチェスコを就けることによって、教皇は彼との約束を果たした⁽⁴⁸⁾。

この間も揺らぐことなく、ブリクセン聖堂参事会はゴルザーを支持し続け、そしてシュパオルを拒み続けていた。そもそも法的拘束力もなく、今はこの世にも存在しないエウゲニウス 4 世からの特権では、現地の人間への説得力という点で乏しかったと言わざるをえない。最終的に皇帝は 1469 年、ウィーンに新たな司教座を創設すると、シュパオルを初代司教に任命した。1471 年 7 月 26 日、教皇パウルス 2 世が死に、もはや皇帝もブリクセンを諦めるほかなかった。彼の協力者はいなくなってしまったのだ。次いで 8 月 9 日、新教皇シクストゥス 4 世が即位すると、その直後、ついに皇帝がゴルザーを認める旨を枢機卿団に伝えた。そして 12 月 16 日、新教皇はゲオルク・ゴルザーのブリクセン司教就任を正式に承認したのであった⁽⁴⁹⁾。

第3章 公会議主義者とインスティトーリス

ゲオルク・ゴルザーのブリクセン司教就任を正式に認めた教皇シクストゥス4世は、その在位期間（1471-1484）を通じてブリクセンに直接介入することはなかったが、彼も先の教皇たちと同様、公会議主義との闘争や教会の中央集権化には積極的に取り組んだ。そしてその際に教皇の手足となって働いたのが、ほかでもないインスティトーリスであった。以下では主としてJ. ハンゼンおよびJ. ペーターゾーンの収集した史料に基づき、シクストゥス4世期から「ブリクセンの魔女裁判」までのインスティトーリスの活動を再構成する⁽⁵⁰⁾。

シクストゥス4世期におけるインスティトーリスの足跡を示す史料は1474年から始まる。インスティトーリスは6月15日、ドミニコ会総長レオナルド・マンズエティを通じて、次の総会まで投獄されることで罪の赦しを得た。彼の犯した罪とは、皇帝フリードリヒ3世に対する侮辱であった。前年、バーゼルにて行われた総会で、この行き過ぎた教皇支持者は、皇帝権に対する教皇権の優位を説いていた。しかしこのような失態は、表向きの対応とは裏腹に、教皇や総長の気を良くしたように思われる。なぜなら1474年の復職後、インスティトーリスは修道会内の名誉職である「総説教師長」*Praedicator generalis* に任命されたからだ。彼は「邪悪なる異端者のための異端審問官」*Inquisitor haereticae pravitatis* として、高地ドイツおよびケルン以南のラインラントにおいて他の異端審問官よりも優越した立場に立っており、その権限において当該地域の至るところで活動していた⁽⁵¹⁾。

インスティトーリスは1475年にローマに向かうと、この地で1479年まで滞在する。この1479年という年は、インスティトーリスにとって大きな名誉が重なった年であった。というのも、その年の3月13日に、彼は教皇によって正式に高地ドイツの異端審問官に任命されると⁽⁵²⁾、12月13日には教皇からとりわけ厳粛な仕方で、神学の博士号を授与されたからである⁽⁵³⁾。そしてドイツに戻った後、1481年に彼はシュレットシュタットの「最も有名な息子」として、この地のドミニコ会修道院の院長に選出された⁽⁵⁴⁾。こうしてインスティトーリスは教皇からの信頼を得始めたことで、教皇庁およびドミニコ会内において確固たる足場を築きつつあった。

しかし1482年、インスティトーリスは再び窮地に陥る。彼は教皇より直接命じられた、対オスマン朝十字軍のための資金調達の際、アウクスブルク司教区において非合法的な手段を用いて徴収し、さらにはその金を返還するどころか、着服したとして、この地の司教によって訴えられてしまった。この知らせに激怒したドミニコ会総長サルヴォ・カッセッタは3月26日、自身の権限によるあらゆる教会刑罰の脅しでもって、インスティトーリスにローマ出頭を命じた⁽⁵⁵⁾。しかしこのしたたかな異端審問官は、出頭要請に応じることなく、シュレットシュタットにてこれまでの身分を保持したまま過ごしていた。彼は一体何をしていたのであろうか。

じつは出頭要請の前日、すなわち1482年3月25日、バーゼルで大事件が起こっていた。皇帝フリードリヒ3世の外交官としてこの地で活動していたクライナ大司教アンドレアス・ヤモメティックが、教皇との不和から、大聖堂内にて公会議を宣言していたのだ。これは教会改革および対

オスマン朝十字軍を呼びかけるための行動であり、教皇自身の責任もこの場で追及されようとしていた。インスティトーリスは、この知らせを受けると自らの出頭に優先させて、シュレットシュタットにて執筆に取り掛かり、8月10日、『ある公会議主義者すなわちクライナ大司教への書簡』*Epistola contra quendam conciliistam archiepiscopum videlicet Craynesem* を発表し、激しい口調でヤモメティクを攻撃、そして教会改革や公会議の要求から教皇を擁護した。この書物はシュトラースブルクで、ほどなくしてロイトリンゲンおよびニュルンベルクでも出版されると、同年のうちにジョヴァンニ・フィリッポ・デ・リニャミーネの序文を付して再版され、ローマにおいて非常に好意的に取り上げられた。さらにインスティトーリスは9月6日、バーゼル司教カスパー・ツー・ラインに対してバーゼル市および司教区における異端審問活動の許可を求めている。彼は自らも窮地に立たされてはいたが、より重大な教会の危機に際して尽力することで、ローマ出頭を先延ばしにし、横領の容疑をうやむやにただけでなく、教皇からの覚えを今まで以上にめでたくしさえしたのであった。

そうこうしているうちに、バーゼルでの事態の收拾に皇帝が乗り出した。1482年12月21日、ヤモメティクは皇帝の命により、バーゼル市参事会を通じて逮捕されてしまう。だが公会議の危険は依然として存在していた。なぜならこの教会への反逆者を裁く権限の所在について、教皇と皇帝との間では、未だ合意に達していなかったからである⁽⁵⁶⁾。

年が明けてもインスティトーリスは、ヤモメティクへの攻撃の手を緩めなかった。バーゼルの教皇特使アンジェロ・ジェラルディーニを通じてヤモメティクの逮捕を継続したのである。4月23日、総長サルヴォ・カッセッタは、ローマへ帰還する前のインスティトーリスに、教皇が發布したヤモメティクへの刑罰勅書の合法性を公にするよう命じた⁽⁵⁷⁾。そしてジェラルディーニは、このバーゼルでの活動をもとに、教皇と枢機卿団に対してドイツにおける公会議主義者の危険についての詳細な報告を行うと、これを受けて10月28日、シクストゥス4世は公会議主義者に対する勅書「ある抑圧すべき堕落した者どもの無分別について」*Ad comprimendam quorundam perditorum hominum temeritatem* を發布し、公会議に対する教皇の優位性、教皇法廷から公会議への上訴受け入れの違法性、それらを支持せぬ者たちの異端性を主張するとともに、インスティトーリスを教皇の代弁者として、公会議主義根絶のための全権を委任した⁽⁵⁸⁾。そして10月31日には、異端者たちとの闘争のために、教皇はシュレットシュタットのドミニコ会修道院に贖宥状の発布を認めることで、財政支援を行ったのであった⁽⁵⁹⁾。

以上の事実から、1480年代前半におけるインスティトーリスの活動は、主として公会議主義者たちとの闘争であったことがわかる。しかしながら、彼にはもう一つの関心事があった。公会議主義者とは「別の異端者たち」*quasdam alias hereses*、すなわち魔女である。シュトラースブルクにおいてシクストゥス4世に宛てて書かれた、1484年2月29日付けのインスティトーリスの手紙の中に、魔女の組織に対する危機感が色濃く表れている⁽⁶⁰⁾。

インスティトーリスはこの手紙の中で、現存しない前年10月末頃に発布されたシクストゥス4世の勅書に触れつつ、魔女の組織と戦うための「絶えず説教している異端審問官の指揮下にある兄弟団の設立」について述べている⁽⁶¹⁾。インスティトーリスが言うには、この勅書を説いて

まわった者たちのせいで、魔女の組織と戦う兄弟団の入会者数が100人に制限されてしまったという。魔女たちと戦うには極めて微力であるため、彼は兄弟団に断固たる機能が備わることを教皇に懇願した⁽⁶²⁾。しかしながら、インスティトーリスは、前述した通り、公会議主義者たちとの戦いには全権を委任されはしたが、この魔女の組織との戦いに関してそうはならなかった。このことから当時の教皇庁にとって、魔女犯罪よりも公会議主義者への対応のほうが、優先すべき事項であったと言えよう。

1484年8月12日、教皇シクストゥス4世は、ついにインスティトーリスに全権を与えることなくこの世を去った。インスティトーリスは教皇の死をさぞかし悔やんだに違いない。なぜなら彼は、これまで任地で聖俗両権力の抵抗に遭い、魔女に対する異端審問活動がうまくいかないこともしばしばあったからだ。前述のインノケンティウス8世の大勅書「この上なき熱意でもって望みつつ」の中に、当時インスティトーリスが遭遇していた非協力者たちの様子が述べられている。この者たちは、シクストゥス4世の勅書にある不明瞭な点を突いてきた。すなわち、勅書には魔女犯罪についての具体的な記述がなく、またその犯罪が異端審問所の管轄にあるのか、さらにその犯罪が起こっている地域はどこであるのか、そしてそれを取り締まる異端審問官とは誰のことなのかといった点である⁽⁶³⁾。インスティトーリスは1481年から86年頃にかけて、たったの48名しか魔女を火刑に処せなかったと嘆いている⁽⁶⁴⁾。それゆえ教皇庁に対して魔女の危険性を訴えるとともに、魔女根絶における全権委任を強く求めていたのであった。

このような抵抗に遭いつつも、インスティトーリスの魔女撲滅へ賭ける熱意が冷めることなど決してなかった。彼は1484年の秋、未だ全権を持たぬままにラーフェンスブルクで魔女異端審問を行い、見事に成功している⁽⁶⁵⁾。その時の様子が、同年12月17日付けのラーフェンスブルク市長および市参事会から大公ジークムントに宛てられた手紙の中に記されている。大公は、近頃高地ドイツの異端審問官たちが力を入れているという魔女裁判とはいかなるものかを、ラーフェンスブルク市長に尋ねており、以下はその返事である。

……この前の秋のことですが、件の博士〔インスティトーリスを指す——筆者補足、以下同じ〕が、教皇猊下の御勅書〔現存しないシクストゥス4世の勅書。高地ドイツの異端審問官たちに魔女異端審問活動を認めていた〕を携えて、猊下の委任を全うすべく、我らの街へとやってまいりました。本件について、博士は〔勅書の〕謄本あるいは写しを教会の扉に打ち付けさせました。その後数日にわたって教壇で説教を行い、多くの人々に、つまり女と男に、最も気高い教皇猊下の名の下に破門 *bann* を命じたのです。その博士が言うには、もし次のような者、すなわち、幾人かの魔女 *hechsen* や悪魔 *unholden* のことを知っている者、あるいは、次のような者たちについて聞いたことがある者、すなわち、魔女や悪魔を知っていたり、その疑いのある者、また、悪い噂が立っている者、あるいは誰かが人間や家畜に害をもたらした時、誰かに疑いを抱いたと聞いたことがある者、このような者たちを、上述の〔勅書の〕規則への従順さにおいて、博士のもとへ伺い、さような魔女たちおよび悪い噂の立っている疑わしい者を、その者について知っていること、見たこと、また別の誰かからそ

の者について聞いたこととともに密告すべし、とのことです。さて、そこで、多くの人々によって大変な殺到が生じ、多くの男女が博士のもとへ足を運んだのです。そして、誓約と宣誓のもと、博士はそれらの人々を尋問しました。尋問の内容は書き留められ、我々に提出されたのですが、それを受けて我々は幾名かの女性を、街の牢獄へと連行いたしました。連れて来られた女性のうちの2名は、こう白状しました。彼女たちは悪魔 *tüfel* に身を任せ、悪魔と共に不正なまやかし *gespenst* を行った、と。また、雹や雷雨をつくり出す手助けをしたり、人間や家畜を麻痺させたり傷つけたりもしたし、長年にわたって、同じまやかしの魔術 *zobri gespenstes* を行っていた、と白状したのです。その後、我々は火でもって彼女たちを裁かせたのです。……⁽⁶⁶⁾。

この手紙を見る限り、インスティトリスはラーフェンスブルクにおいてもブリクセンとほぼ同様の手順、すなわち、勅書を提示し、住民たちに説教の後、密告を促し、宣誓させた住民から尋問によって得られた証言をもとに容疑者を逮捕し、裁判を行うという仕方で魔女狩りを進めている。ブリクセンとはただ一つだけ異なる点があるとするなら、現地の人間のインスティトリスに対する協力的態度であろう。彼がラーフェンスブルクで魔女たちを灰に出来たのは、疑いもなく現地権力の協力によるものであった。

ラーフェンスブルクでの成功の後、インスティトリスにさらなる追い風が吹く。1484年11月13日、今なお教皇庁から恐れられていた公会議主義の指導者アンドレアス・ヤモメティクが、バーゼルの獄中にて自殺したのだ。この知らせが12月1日、新教皇インノケンティウス8世の耳に入るや否や、教皇は12月5日に前述の大勅書「この上なき熱意でもって望みつつ」を發布し、高地ドイツにおける魔女根絶のための全権をインスティトリスたちに委任した⁽⁶⁷⁾。

当時においても教皇庁が優先していたのは、魔女ではなく公会議主義者であったとして、ペーターゾーンも上記のような一連の流れを強調しているが、勅書発布が意味するところをより明確に述べるならば、次のようになる。これまで教皇庁は、ヤモメティクをはじめとする急進的公会議主義者への対応を、インスティトリスに一任していたが、その中心的人物の死によって、イタリアおよびドイツにおける目下最大の脅威が過ぎ去り、次に抱える問題へ労力を割く余裕が生まれた教皇庁は、かねてよりの懇願者たち、すなわちインスティトリスをはじめとする高地ドイツの異端審問官たちの要請に応じたのであった。

だが勅書が発布されたからといって、当時の教皇庁が魔女問題に高い関心を持っていたのであろうか。確かに勅書には魔女による数々の悪業が記されている。勅書が示す魔女とは、男夢魔や女夢魔に身を委ね、魔術によって人間や動植物に害を及ぼす男女であり、時には病気を、時には死を与え、また生殖機能にも働きかけるため夫婦関係をも破壊し、さらには悪魔に唆されて神をも冒瀆する者たちのことである⁽⁶⁸⁾。しかし、これら魔女たちの悪業を記した段落は、「ごく最近、激しい不快さとともに次のようなことが余の耳に入ってきたのだが……」という文言で始まっており⁽⁶⁹⁾、すべてが伝聞であることがわかる。それを教皇庁に伝えたのは、前述した通り、インスティトリスをはじめとする高地ドイツの異端審問官たちである。

勅書の中ではこれ以上神学的な内容には触れられておらず、後には違反者や非協力者たちに対する具体的な対処の仕方や指示が続く。さらにそれらの指示は教皇の権威でもって、すべての人間に対し呼びかけている。また高地ドイツの諸地域をはじめとして、いくつもの具体的な地名が挙がっているということは、これらの地域では教皇庁の影響力が弱かったということの裏返しでもある。つまり教皇あるいは教皇庁は、魔女問題にはそれほど高い関心を持っていなかったにもかかわらず、その問題に熱心に取り組んでいた異端審問官たちを通じて、未だ権威が十分に及ばぬ高地ドイツをはじめとする諸地域に対して、魔女裁判というこれまでにない新たな手段でもって、信仰の問題に見せかけて政治的に介入したのである。教皇庁は教会の中央集権化のため、異端審問官たちは魔女根絶のため、それぞれの思惑が一致した結果であった。アンドレアス・ヤモメティク之死によって公会議主義の衰えが顕著になったことから、勅書発布のタイミングとしてはまったく申し分なかったと言えるだろう。これがインノケンティウス8世の大勅書発布の背景である⁽⁷⁰⁾。

かくして教皇庁より魔女根絶の全権を委ねられたインスティトーリスは、翌年ブリクセンを目指すのであった。

おわりに

本稿では「インスブルックの魔女裁判」の歴史的意義を再考し、『鉄槌』執筆前後に著者が置かれていた状況を明らかにすべく、事件を再構成することから始まった。この魔女裁判は、15世紀後半に教皇勅書を持った異端審問官によって引き起こされ、大規模であったにもかかわらず、現地勢力の抵抗の結果、一人の死者も出なかった。このような多くの特徴、それらすべてに直接問いかけたのだが、その際、これまで都市インスブルックでの出来事とされてきたこの魔女裁判を、その経過を注視することによって、15世紀後半に司教区ブリクセンにおいて生じた、との認識を提示しえた。事件の発生時期および場所における正確な認識の下、歴史のコンテクストに戻して再考することによって、多くの特徴を持つ「ブリクセンの魔女裁判」は、以下のように説明されうる。

公会議主義の根絶と教会の中央集権化を目指す教皇庁は、ブリクセン司教に枢機卿ニコラウス・クザーヌスを任命し、教会の改革を試みていた。魔女裁判以前から教皇庁とブリクセンとは叙任権をめぐる闘争を繰り返していたのであり、公会議主義者グレゴール・フォン・ハインブルクの働きかけもあり、それは次第に領邦君主や領邦民、そして皇帝までも巻き込んだ大規模なものへと発展していった。教皇の代替わりにおいて、叙任権闘争はひとまず落ち着いたのであるが、シクストゥス4世期においても、教皇庁は公会議主義との闘争を継続しており、アンドレアス・ヤモメティク存在は、依然として脅威であった。高地ドイツの異端審問官は教皇の命を受け、公会議主義者と戦うが、もう一方の異端である魔女に関しては、未だ散発的な成果しか挙げられてはいなかった。魔女根絶における全権委任を望むインスティトーリスは、ヤモメティク之死に際し、漸く勅書による全権を手に入れる。それは、公会議主義という目下の危機が過ぎ去

り、従来通り教会の中央集権化を望む教皇庁と、魔女根絶という宗教的情熱に満ちた異端審問官との思惑が一致した結果であった。かつて司教叙任という直接的な仕方でブリクセンへの介入に失敗した教皇庁は、魔女裁判という間接的な仕方でもってブリクセンに再び介入を始めたのである。

しかしこの全権委任にもかかわらず、ブリクセンでは現地勢力の抵抗に遭い、一人の魔女を焼くこともなく、インスティトールスはこの地を追放されてしまう。それは司教区ブリクセン＝領邦ティロールが、クザーヌス期において経験したあの内政干渉を嫌って抵抗した結果に違いない。賢明なことに、ブリクセンでの抵抗はインスティトールスの手続き上の不備に対する合法的なものであり、勅書における教皇の権威を軽んじるものではなかった。それを可能にしたのはティロール伯ジークムントが予め手に入れていた情報であろう。彼はラーフェンスブルクの市長に宛てて手紙を書き、インスティトールスの行う魔女裁判とはいかなるものかを聞き知っていた。この内容がブリクセン司教ゲオルク・ゴルザーにも伝わっていたことは想像に難くない。つまり彼らは自らの領邦や司教区において、これから何が行われるかということを知っていたのだ。

結局のところ、「ブリクセンの魔女裁判」の背後には、教皇庁と司教区ブリクセン＝領邦ティロール、そして皇帝までも巻き込んだ叙任権闘争という政治的な問題が潜んでいたため、あのような特徴的な経過や結末を見せたと言えるだろう。そしてこれらの問題の傍には、常に公会議主義者の存在があった。

『鉄槌』を執筆していた頃のインスティトールスが置かれていたのは、まさにこのような状況であった。

注

- (1) 代表的な著作としては、Wilhelm Gottlieb Soldan, *Geschichte der Hexenprozesse*, Stuttgart, 1843 あるいは Joseph Hansen, *Zauberwahn Inquisition und Hexenprozess im Mittelalter und die Entstehung der grossen Hexenverfolgung*, München, 1900 などがある。
- (2) 例えば Alan MacFarlane, *Witchcraft in Tudor and Stuart England*, London, 1970 (2nd ed., London, 1999). 迫害された民衆の信仰に焦点を当てた研究は、カルロ・ギンズブルグ、竹山博英訳『ペナンダンティ-16-17世紀における悪魔崇拜と農耕儀礼-』せりか書房、1986年（原典初版は1966年）。また魔女裁判の実態調査は、西南ドイツでは Hans C. Eric Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany 1562-1684*, Stanford, 1972, ジュネーヴおよびジュラ山地は E. William Monter, *Witchcraft in France and Switzerland: The Borderlands during the Reformation*, Ithaca, 1976 を参照。紙幅の都合上これ以上あげることが出来ないが、以下の文献に詳細な文献リストがある。ジェフリ・スカール、ジョン・カロウ、小泉徹訳『ヨーロッパ史入門 魔女狩り』岩波書店、2004年。
- (3) Hartmann Ammann, 'Der Innsbrucker Hexenprozess von 1485', *Zeitschrift des Ferdinandeums für Tirol und Vorarlberg*, Bd. 34, 1890, S.1-87.
- (4) Henricus Institoris and Jacobus Sprenger, ed. by Christopher S. Mackey, *Malleus Maleficarum vol.1: The Latin Text and Introduction*, Cambridge, 2006, p.199, 201 (Summis desiderantes affectibus).
- (5) ティロール伯領の宮廷都市インスブルックは、司教区ブリクセンに属していた。司教座聖堂はインスブルックの南約 65 km に位置する都市ブリクセンにあるため、インスティトールスはひとまず都市ブリクセンに赴いたのである。ブリクセン司教もティロール伯とともに、形式上は独立した帝国諸侯で

あったが、前者は後者に対して軍役・納税を果たし、領邦議会に代表を派遣していた。両者の関係については、服部良久『アルプスの農民紛争—中・近世の地域公共性と国家—』京都大学学術出版会、2009年、40–41頁を参照のこと。

- (6) Ammann, *op. cit.*, S.5–8.
- (7) 8月9日から9月14日にかけて証人尋問が行われた。証言内容は *ibid.*, S.9–25に掲載。
- (8) 大公ゾークムントへの書簡は *ibid.*, S.80–81に、インスティトールスへの書簡は *ibid.*, S.81–82に掲載。
- (9) *Ibid.*, S.80.
- (10) *Ibid.*, S.29.
- (11) *Ibid.*, S.35–39.
- (12) *Ibid.*, S.65–67.
- (13) *Ibid.*, S.67.
- (14) 以下の根拠はすべて *ibid.*, S.68に拠る。
- (15) ここでメルヴァイスはこのように述べているが、アマンも指摘しているように、勅書には司教による承認の有無は書かれていない。*Ibid.*, Anm. 1.
- (16) *Ibid.*, S.69–70.
- (17) *Ibid.*, S.70–71.
- (18) 彼女たちに続き先の50名の容疑者たちも釈放された。この判決の後も、納得のいかないインスティトールスは、司教の再三にわたる退去勧告にもかかわらず、インスブルックに残り調査を継続し、翌年の2月になってもまだ滞在していたことが確認される。しかしその甲斐も無く、再び法廷が開かれることはなかった。
- (19) Wolfgang Behringer, ed. by Richard M. Golden, *Encyclopedia of Witchcraft: The Western Tradition*, vol.3 (K-P), Santa Barbara, 2006, pp.717–719.
- (20) ヒルデ・シュメルツァー, 進藤美智訳『魔女現象』白水社, 1993年, 90–91頁。
- (21) アマン論文のタイトルは「1485年におけるインスブルックの魔女裁判」であり、シュメルツァーも「インスブルックの魔女裁判」と記し、都市インスブルックでの出来事と解している。ベーリンガーは論文によって「インスブルックの魔女裁判」や「司教区ブリクセンでの失敗に終わった迫害」など記述が一貫しておらず、事件の発生場所に対して彼が注意を払っているようには見られない。管見の限りでは、E. ウィルソンだけが「ブリクセンの魔女裁判」との認識を示しているが、彼も事件を単独で論じ、歴史的コンテクストを無視している。Vgl. Wolfgang Behringer, 'Heinrich Kramers »Hexenhammer«: Text und Kontext', in Andreas Schmauder (Hg.), *Frühe Hexenverfolgung in Ravensburg und am Bodensee*, Konstanz, 2001, S.83–124; Eric Wilson, 'Institoris at Innsbruck: Heinrich Institoris, the *Summis Desiderantes* and the Brixen Witch-Trial of 1485', in Bob Scribner and Trevor Johnson (eds.), *Popular Religion in Germany and Central Europe, 1400–1800*, New York, 1996, pp.87–100.
- (22) 例えば Leo Santifaller, *Das Brixner Domkapitel in seiner persönlichen Zusammensetzung im Mittelalter*, Bd. 1–2, Innsbruck, 1924–1925; Josef Gelmi, *Der Brixner Bischöfe in der Geschichte Tirols*, Bozen, 1984 および Anselm Sparber, *Die Brixener Fürstbischöfe im Mittelalter*, Bozen, 1968 など。
- (23) 例えば Karl Hübner, 'Die Brixner Diözesansynoden bis zur Reformation', *Deutsche Geschichtsblätter*, Bd. 15, 1914, S.85–103 および Pardon E. Tillinghast, 'Nicholas of Cusa vs. Sigmund of Habsburg: An Attempt at Post-conciliar Church Reform', *Church History*, vol.36, 1967, pp.371–390 など。
- (24) 例えば Otto Brunner, *Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter*, Darmstadt, 1965 (5. Aufl.) および Erich Zöllner, *Geschichte Österreichs: von den Anfängen bis zur Gegenwart*, München, 1970 (4. Aufl.) など。
- (25) 当分野の研究では Erich Meuthen, *Nikolaus von Kues 1401–1464: Skizze einer Biographie*, Münster, 1964 をとりわけ参照した。

- (26) *Ibid.*, S.94–96.
- (27) Tillinghast, *op. cit.*, p.372.
- (28) クザーヌス研究者モイテンは、かつてトリーア大司教就任に際しても、ブリクセン同様「選出された者」と「任命された者」との争いが生じ、クザーヌスが前者を支持して問題解決に導いた、というクザーヌスの経験を根拠としている。Meuthen, *op. cit.*, S.94–95.
- (29) *Ibid.*, S.84–86.
- (30) Santifaller, *op. cit.* (Bd. 2), S.515.
- (31) Meuthen, *op. cit.*, S.97–99.
- (32) Tillinghast, *op. cit.*, p.384.
- (33) Meuthen, *op. cit.*, S.100 ; Tillinghast, *op. cit.*, p.384–385.
- (34) Meuthen, *op. cit.*, S.101.
- (35) *Ibid.* エネア・シルヴィオは 1456 年と 1457 年にクザーヌスに対して、ローマで教会全体に助言を与えてくれるよう懇願していた。
- (36) Tillinghast, *op. cit.*, p.389.
- (37) Meuthen, *op. cit.*, S.104.
- (38) Tillinghast, *op. cit.*, p.389 ; Meuthen, *op. cit.*, S.106.
- (39) *Ibid.*, S.102.
- (40) *Ibid.*, S.107.
- (41) Santifaller, *op. cit.* (Bd. 2), S.320.
- (42) Gelmi, *op. cit.*, S.109.
- (43) Sparber, *op. cit.*, S.159. 新教皇が主張している破門は、前述のピウス 2 世によるもの。未だ解かれてはいなかった。
- (44) Gelmi, *op. cit.*, S.109–110.
- (45) 1445 年、皇帝フリードリヒ 3 世は、教皇エウゲニウス 4 世と対立教皇フェリクス 5 世との間でそれまでとっていた中立的立場を棄て、前者を支持した。この時見返りとして与えられたのが、生涯にわたるブリクセン、クール、トリエント、グルクスの司教任命権と、ライバハ、ウィーン、ヴィーナー・ノイシュタットにおける新司教座の創設権および司教任命権である。Josef Gelmi, *Geschichte der Kirche in Tirol: Nord-, Ost-, und Südtirol*, Innsbruck, 2001, S.103.
- (46) 服部, 前掲書, 40, 201–228 頁。
- (47) 14 世紀以降、シスマ、公会議運動、イタリア内の権力闘争への長期介入などによって弱体化した教皇権は、ローマ＝ドイツ王権の支持が頼りになり、その結果、聖職者の叙階・任命において国王すなわち神聖ローマ皇帝の意向を重く顧慮するようになっていた。池谷文夫「15 世紀のドイツ王＝皇帝の教会支配権－フリードリヒ 3 世の帝国教会政策を例として－」『西洋史研究』第 34 号, 2005 年, 30 頁。
- (48) Sparber, *op. cit.*, S.160–161.
- (49) Santifaller, *op. cit.* (Bd. 2), S.321.
- (50) Joseph Hansen, *Quellen und Untersuchungen zur Geschichte des Hexenwahns*, Bonn, 1901 (wiederabgedruckt in Hildesheim, 2003) ; Jürgen Petersohn, 'Konziliaristen und Hexen: Ein unbekannter Brief des Inquisitors Heinrich Institoris an Papst Sixtus IV. aus dem Jahre 1484', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters*, Bd. 44, 1988, S.120–160.
- (51) Hansen, *op. cit.*, S.366–367, Nr. 2, 3, 10.
- (52) Petersohn, *op. cit.*, S.127.
- (53) Hansen, *op. cit.*, S.368, Nr. 13.
- (54) Hans Peter Broedel, *The Malleus Maleficarum and the Construction of Witchcraft: Theology and Popular Belief*, Manchester, 2003, p.12.

- (55) Hansen, *op. cit.*, S.368–370, Nr. 19, 20, 21.
- (56) Petersohn, *op. cit.*, S.131–132.
- (57) *Ibid.*, S.133.
- (58) *Ibid.*, S.158–160 (Ad comprimendam quorundam).
- (59) Hansen, *op. cit.*, S.21–24, Nr. 35.
- (60) Petersohn, *op. cit.*, S.123–126.
- (61) *Ibid.*, S.123, “. . . per ereccionem cuiusdam fraternitatis sub laboribus inquisitorum continue predicantium. . . .”
- (62) *Ibid.*, S.124.
- (63) Mackey (ed.), *op. cit.*, pp.199–200 (Summis desiderantes affectibus).
- (64) *Ibid.*, p.416 (*Malleus Maleficarum*, 2 : 1 : 4).
- (65) ラーフェンスブルクの魔女裁判については以下を参照。Karl Otto Müller, ‘Heinrich Institoris, der Verfasser des Hexenhammers und seine Tätigkeit als Hexeninquisitor in Ravensbrug im Herbst 1484’, *Württembergische Vierteljahrshefte für Landesgeschichte*, Bd. 19, 1910, S.397–417.
- (66) *Ibid.*, S.400.
- (67) Petersohn, *op. cit.*, S.139.
- (68) Mackey (ed.), *op. cit.*, p.199 (Summis desiderantes affectibus).
- (69) *Ibid.*, “Sane nuper ad nostum non sine ingenti molestia peruenit auditum quod. . . .”
- (70) ウィルソンもインノケンティウス 8 世の大勅書を, 「神学的には不十分」であり, 「政治的」な文書であるとしている。Wilson, *op. cit.*, p.87–88.

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)